

遊漁規則の変更について

○ 遊漁規則の変更内容

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	南佐久南部	しなのゆきますの全長制限の削除	しなのゆきます 全長20センチメートル以下	(削る)	認可日
2	木曾川	長野県漁業調整規則の改正に伴う禁止区域の削除	(5) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の寝覚発電所堰堤から上流90m・下流275mに至る区域	(削る)	認可日
3	姫川上流	【内共第8号・第17号】 遊漁料の額の変更	1日 1,000円	1日 1,100円	令和4年3月1日
4	下伊那	電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に伴う改正	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービス（コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に設置されている端末（以下「コンビニ券券機」という。）によるもの又はフィッシュパスをいう。以下同じ。）で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。	令和3年9月1日
			(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 (新設)	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 3 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。	
			(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1～3号、第2-1～3号及び第3号に規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。	(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1号から第3-2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。	
			様式第1-3号 遊漁承認証（雑魚1日券） インターネット販売による日釣遊漁証	(削る)	
			(新設)	様式第1-3号 遊漁承認証（雑魚1日券） フィッシュパスによる日釣遊漁証	
			様式第2-2号 遊漁承認証（鮎1日券） コンビニ券券機による日釣券遊漁証 （コンビニにより様式は若干異なります）	(削る)	
			(新設)	様式第2-2号 遊漁承認証（鮎1日券） フィッシュパスによる日釣遊漁証	
			様式第2-3号 遊漁承認証（鮎1日券） インターネット販売による日釣遊漁証	(削る)	
北信	【内共第2号】 にじます、やまめ、いわなの遊漁期間の変更	にじます 周年 ただし、10月1日から翌年の3月第3日曜日の前日までは、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のみとする。	にじます やまめ いわな 3月第3日曜日から9月30日まで	にじます やまめ いわな 3月第3日曜日（浅川にあっては2月16日）から9月30日まで ただし、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋の区間ににじますを対象とする遊漁にあっては3月第3日曜日から翌年の3月第3日曜日の前々日までとする。	令和4年2月16日
		小学生以下の者 無料	中学生以下の者 無料		
		【内共第2号・第18号】 中学生及び身体障害者の遊漁料の無料化	中学生及び身体障害者 前項に規定する額の2分の1に相当する額	身体障害者 前項に規定する額の2分の1に相当する額	

北信漁協の遊漁期間の変更に係る補足資料

○ 図中の網掛け部分は遊漁が可能な期間であることを示す。

【現行】

魚種	漁場の位置	遊漁期間												
		2月16日	～	3月第3日 曜日前々日	3月第3日 曜日前日	3月 第3日曜日	～	9月30日	10月1日	～	2月15日			
やまめ いわな	管轄内の全漁場													
にじます	① ②以外の漁場													
	② 特定の漁場※													



【改正案】

魚種	漁場の位置	遊漁期間												
		2月16日	～	3月 第3日曜日 前々日	3月 第3日曜日 前日	3月 第3日曜日	～	9月30日	10月1日	～	2月15日			
やまめ いわな	(1) 浅川以外の漁場													
	(2) 浅川													
にじます	① ②、③以外の漁場													
	② 浅川													
	③ 特定の漁場※													

注記) 便宜上、本資料ではにじますとやまめ・いわなを分けた図としています (遊漁規則改正案ではにじます、いわな、やまめは一つの表にまとまっています)。

※ 特定の漁場：長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川、
山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川、
横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間を指す。

遊漁規則変更認可申請書

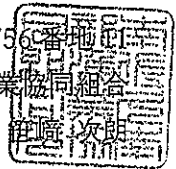
令和3年6月10日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県南佐久郡小海町大字豊里756番地

南佐久南部漁業協同組合

代表理事組合長



平成25(2013)年12月6日付 長野県指令25園畜第903号の1で認可のあった内共第1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

【添付書類】

1. 遊漁規則変更の理由書
2. 遊漁規則の新旧対照表
3. 遊漁規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

遊漁規則の変更理由書

今までは、成魚放流を行っていましたが、近年は稚魚の放流も行うようになりました。成魚の場合、放流できる量にも限りがあるので短い期間で釣りきってしまいます。稚魚を放流し、大きくなり、楽しめる期間が長くなる。というのが理想ですので、近年はこのような放流方法をとってきました。ですが、小さい魚でも他の場所では釣れないしなのゆきますを釣ってみたい、という釣り人の声や季節によって釣り方が異なり、大きさによらず釣獲されやすいサビキ釣りも人気があるなど、釣り人の求めるものも変わってきています。

また、しなのゆきますは、皆様もご存じの通り、口がとても弱い魚です。

全長制限以下のしなのゆきますが釣れた場合、規則通りリリースして下さいますが、前述のとおりとても口が弱いためすぐに死んでしまいます。その魚を目当てにカワウ等の鳥類が集まってきてしまう。食害が拡大してしまうのです。カワウ等が居ついてしまうと、管理河川全体にも影響を及ぼしてしまいます。

以上の状況の変化に対応するため、しなのゆきますの全長制限を遊漁規則から削除することとしたいので変更申請を行うものです。

南佐久南部漁業協同組合遊漁規則改正 新旧対照表


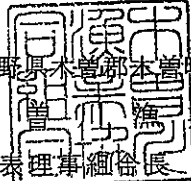
改正案	現 行																										
<p>(全長制限)</p> <p>第6条 次の表の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="735 1167 1035 2072"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 大 小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな・やまめ・にじます</td> <td>全長15センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>こ い</td> <td>全長18センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うぐい・ふな</td> <td>全長10センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長30センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>全長 5センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 この規則の変更は、<u>行政庁の認可を得た日（令和3年〇月〇日）</u>から施行する。</p>	ア 魚 種	イ 大 小	いわな・やまめ・にじます	全長15センチメートル以下	こ い	全長18センチメートル以下	うぐい・ふな	全長10センチメートル以下	うなぎ	全長30センチメートル以下	かじか	全長 5センチメートル以下	<p>(全長制限)</p> <p>第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="735 165 1086 1070"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 大 小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな・やまめ・にじます</td> <td>全長15センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>こ い</td> <td>全長18センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うぐい・ふな</td> <td>全長10センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長30センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>全長 5センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>しなのゆきます</td> <td>全長20センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 大 小	いわな・やまめ・にじます	全長15センチメートル以下	こ い	全長18センチメートル以下	うぐい・ふな	全長10センチメートル以下	うなぎ	全長30センチメートル以下	かじか	全長 5センチメートル以下	しなのゆきます	全長20センチメートル以下
ア 魚 種	イ 大 小																										
いわな・やまめ・にじます	全長15センチメートル以下																										
こ い	全長18センチメートル以下																										
うぐい・ふな	全長10センチメートル以下																										
うなぎ	全長30センチメートル以下																										
かじか	全長 5センチメートル以下																										
ア 魚 種	イ 大 小																										
いわな・やまめ・にじます	全長15センチメートル以下																										
こ い	全長18センチメートル以下																										
うぐい・ふな	全長10センチメートル以下																										
うなぎ	全長30センチメートル以下																										
かじか	全長 5センチメートル以下																										
しなのゆきます	全長20センチメートル以下																										

遊漁規則変更認可申請書

3 木 漁 第 1 5 号
令和 3 年 6 月 1 日

長 野 県 知 事
阿 部 守 一 殿

長野県木曾郡本郷町福島 4935 番地の 1
木 曾 漁 業 協 同 組 合
代表理事 梅 戸 長
TEL 0264-22-2580 ・ FAX 23-2830



平成 25 年 12 月 6 日付、長野県指令 25 園畜第 903 号の 20 によって認可を受けた内共第 7 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

記

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 遊漁規則変更条文新旧対照表及び理由書 | 1 通 |
| 2. 内共第 7 号第 5 種共同漁業権遊漁規則 | 1 通 |
| 3. 第 70 回通常総代会議事録謄本 | 1 通 |
| 4. 第 70 回通常総代会資料 | 1 通 |

遊 漁 規 則 変 更 理 由 書

木 曾 川 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 梅 戸 洋

変 更 理 由

長野県漁業調整規則の全改定により、第 25 条禁止区域の(31)が削除されたことに伴い、内共第 7 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したい。

木曾川漁業協同組合遊漁規則新旧対照表

の箇所が変更部分

改正後		現行	
(禁止区域)			
第7条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第4条の漁業を営むべき期間内であつても漁業を行つてはならない。			
ア 河川	イ 区域	ウ 魚種・期間	
(1) (略)	(略)		
(2) (略)	(略)		
(3) (略)	(略)		
(4) (略)	(略)		
(5) (削除)	(削除)		
(6) (略)	(略)		
(7) (略)	(略)		
(8) (略)	(略)		
(9) (略)	(略)		
(10) (略)	(略)		
(11) (略)	(略)		
(12) (略)	(略)		
(13) (略)	(略)		
(14) (略)	(略)		
(15) (略)	(略)		
(16) (略)	(略)		
(17) (略)	(略)	かじか 1月1日から 12月31日まで。	

の箇所が変更部分

改正後		現行	
(禁止区域)			
第7条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第4条の漁業を営むべき期間内であつても漁業を行つてはならない。			
ア 河川	イ 区域	ウ 魚種・期間	
(1) (略)	(略)		
(2) (略)	(略)		
(3) (略)	(略)		
(4) (略)	(略)		
(5) 王滝川	木曾郡木曾町三岳の稜堂発電所堰堤から上流 90m・下流 275mに至る区域		
(6) (略)	(略)		
(7) (略)	(略)		
(8) (略)	(略)		
(9) (略)	(略)		
(10) (略)	(略)		
(11) (略)	(略)		
(12) (略)	(略)		
(13) (略)	(略)		
(14) (略)	(略)		
(15) (略)	(略)		
(16) (略)	(略)		
(17) (略)	(略)		
(18) (略)	(略)	かじか 1月1日から 12月31日まで。	



遊漁規則変更許可申請書

姫漁第15号
令和3年6月10日

長野県知事 阿部 守一 殿

長野県北安曇郡白馬村北城121875番地
姫川上流漁業協同組合
代表理事組合長



平成25年12月6日長野県指令25園畜903号の21で許可のあった内共第8号5種及び第17号5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので許可してください。

【添付書類】

1. 遊漁規則の変更理由書
2. 遊漁規則変更条項の新旧対照表
3. 遊漁規則の変更を議決した通常総代会の議事録の写し

内共第8号第5種及び内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更理由書

第7条第1号（遊漁料の額）の変更理由

当組合は2019年10月施行の増税等にも対応せず、一般遊漁者の利便性を提供してきましたが、組合員の高齢化による減少や、消費税の増税や原材料の高騰による諸経費の値上げにより、収益性が悪化してきているため、当組合の実施する増殖事業並びに漁場管理事業について、一般の遊漁者からも応分の負担を頂き円滑な事業運営を図るため、遊漁料を変更したい。

内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

新旧対照表

改正前	改正後												
(遊漁料の額及び納付の方法)	(遊漁料の額及び納付の方法)												
第7条【略】	第7条【略】												
(1) 手釣、竿釣りによる遊漁の場合	(1) 手釣、竿釣りによる遊漁の場合												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">1, 000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	遊 漁 料	1 日	1, 000円	1 年	5, 000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">1, 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	遊 漁 料	1 日	1, 100円	1 年	5, 000円
区 分	遊 漁 料												
1 日	1, 000円												
1 年	5, 000円												
区 分	遊 漁 料												
1 日	1, 100円												
1 年	5, 000円												
(2) 【略】	(2) 【略】												
2 【略】	2 【略】												
第8条	第8条												
}	}												
第11条【略】	第11条【略】												
附則	附則												
	この規制の一部変更は、令和4年3月1日から施行する。												
	(行政庁の認可：令和 年 月 日)												

内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

新旧対照表

改正前	改正後												
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>(1) 手釣、竿釣りによる遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">1, 000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条</p> <p>~</p> <p>第11条 【略】</p>	区 分	遊 漁 料	1 日	1, 000円	1 年	5, 000円	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>(1) 手釣、竿釣りによる遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">1, 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条</p> <p>~</p> <p>第11条 【略】</p> <p>附則</p> <p>この規制の一部変更は、令和4年3月1日から施行する。 (行政庁の認可：令和 年 月 日)</p>	区 分	遊 漁 料	1 日	1, 100円	1 年	5, 000円
区 分	遊 漁 料												
1 日	1, 000円												
1 年	5, 000円												
区 分	遊 漁 料												
1 日	1, 100円												
1 年	5, 000円												



R3 下漁発第45号

令和3年7月6日

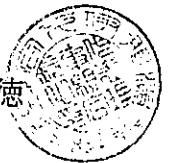
長野県知事

阿部守一様

長野県飯田市松尾明7499番地

下伊那漁協協同組合

代表理事組合下島保徳



平成25年12月4日付長野県指令25園第902号の6にて許可のあった、
内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので許可してください。

添付書類

1. 変更しようとする新旧条項
2. 変更しようとする理由
3. 総代会の議事録

下伊那漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則変更理由

1. オンライン販売（フィッシュパス）の遊漁証認証の様式の改正

（変更理由）

利用度が減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ、新しい遊漁者や若年層の遊漁者を新規獲得すること並びに無鑑札遊漁者の減少を図ること、及び遊漁承認証販売所担当者の高齢化による販売所の閉鎖に代わる対応と遊漁料確保による漁協経営の改善を図ることを目的として、オンラインによる遊漁承認証販売を導入するため、遊漁証認証様式の改正を行う。

下伊那漁業協同組合 遊漁規則一部改正 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改正案	現 行
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービス(コンピニエンスストア(以下「コンビニ」という。)に設置されている端末(以下「コンピニエンス機能」という。)によるもの又はフィッシュパスをいう。以下同じ。)で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。	2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(漁具・漁法の制限)	(漁具・漁法の制限)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
(遊漁期間)	(遊漁期間)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(禁止区域)	(禁止区域)
第5条 (略)	第5条 (略)
(全長制限)	(全長制限)
第6条 (略)	第6条 (略)
(遊漁料の額及び納付の方法)	(遊漁料の額及び納付の方法)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。	(新設)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)

改正案

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1号から第3-2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 (略)

(違反者に対する処置)

第11条 (略)

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(行政庁認可の日 平成25年12月4日)

現 行

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1-1～3号、第2-1～3号及び第3号に規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 (略)

(違反者に対する処置)

第11条 (略)

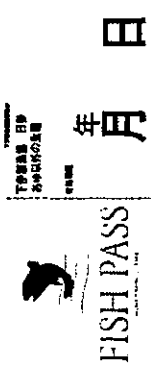
附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(行政庁認可の日 平成25年12月4日)

様式第1-1号 (略)
様式第1-2号 (略)

改正案

様式第1-3号 遊漁承認証 (雑魚1日券)
フィッシュパスによる日釣遊漁証



個人識別番号
氏名
住所
年齢

個人識別番号
氏名
住所
年齢

支払額
¥1,000

- 注意事項
- (1) 遊漁の際本証は右欄から取扱い、厳密に所持すること。
 - (2) 海鳥監視員の所持するときは本証を提示すること。
 - (3) 貸出以外の漁具、漁法の使用はできません。
 - (4) 本証は個人に持ち出すことはできません。
 - (5) 本証は再発行できません。
 - (6) 規程に違反し、反省は遊漁を中止させることがある。

中部電力からお願い
◆降雨出水に伴うダム放水およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
◆釣場の頭上斜めに電線がないことを確認してください。

様式第1-1号 (略)
様式第1-2号 (略)

現行

様式第1-3号 遊漁承認証 (雑魚1日券)
インターネット販売による日釣遊漁証

雑魚日釣遊漁証

遊漁料 1,000円
魚種 鮎を除く魚種
漁具、漁法 竿釣

年 月 日
遊漁日
承認日

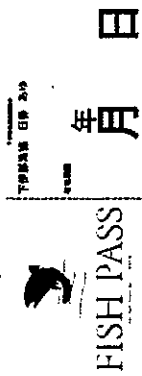
下伊那漁業協同組合長

注意事項
(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
(2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
(3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。
(4) 遊漁をする漁場において海鳥監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
(5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
(6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
(7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、ついで10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。
(8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか、3月1日から5月15日まで。

中部電力からお願い
◆降雨出水に伴うダム放水およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。

改正案

様式第2-1号 (略)
 様式第2-2号 遊漁承認証 (鮎1日券)
 フィッシュパスによる日釣遊漁証



購取人: 遊漁者氏名

購取人住所: 〒190-0001 長野県日野町
 〒190-0001 長野県日野町
 〒190-0001 長野県日野町

購取人住所: 〒190-0001 長野県日野町

- 注意事項
- (1) 遊漁の原水は本庄以外から採水し、厳密に管理すること。
 - (2) 遊漁承認証の購取または本証を提示すること。
 - (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
 - (4) 本証は他人に貸与することはできません。
 - (5) 本証は即日発行されます。
 - (6) 期間に達しない限りは即日中止させていただきます。

中部電力からお願
 ◆降流放水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
 ◆釣場の網上前後の電線に注意してください。

価格
 ¥ 2,000

(削 除)

現行

様式第2-1号 (略)
 様式第2-2号 遊漁承認証 (鮎1日券)
 コンビニ発券機による日釣券遊漁証
 (コンビニにより様式は若干異なります)

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日 鮎 站

遊漁料 2,000円 魚種 鮎
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意 事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の原水は本庄以外から採水すること。
- (2) 遊漁承認証の購取または本証を提示すること。
- (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする場合は、川の水位が変動しますのでご注意ください。
- (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶させていただきます。
- (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはなりません。

中部電力からお願
 ◆降流放水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
 ◆釣場の網上前後の電線に注意してください。

販売店:
 中部電力からお願

様式第2-3号 遊漁承認証 (鮎1日券)

インターネット販売による日釣遊漁証

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日 鮎 站

遊漁料 2,000円 魚種 鮎
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意 事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の原水は本庄以外から採水すること。
- (2) 遊漁承認証の購取または本証を提示すること。
- (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする場合は、川の水位が変動しますのでご注意ください。
- (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶させていただきます。
- (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはなりません。

中部電力からお願
 販売店:
 中部電力からお願

- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
- ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。

現 行

様式第3号 遊漁承認証 (1年券)

(略)
(新 設)

様式第4号 漁場監視員証
(略)

改正案

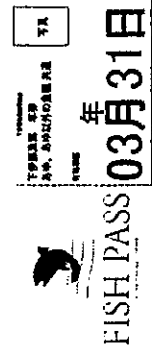
様式第3-1号 遊漁承認証 (1年券)

(略)

様式第3-2号 フイツシユパスによる遊漁承認証

(1年券)

- 注意事項
- (1) 遊漁の場又は放流場から釣具・釣餌を回収すること。
 - (2) 魚類資源の減少を防止するためには注意してください。
 - (3) 釣具以外の魚類、産卵の魚類は回収してください。
 - (4) 本証は個人に限り有効な使用となります。
 - (5) 本証は再発行できません。
 - (6) 同時に複数人又は複数回を申請することはできません。
- 申請費がかかります。
- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
 - ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。



個人用遊漁承認証

氏名: _____

住所: _____

年齢: _____

性別: _____

申請日: _____

有効期限: _____

申請料: _____

発行料: _____

合計: _____

現金書留

金額: ¥10,000-00

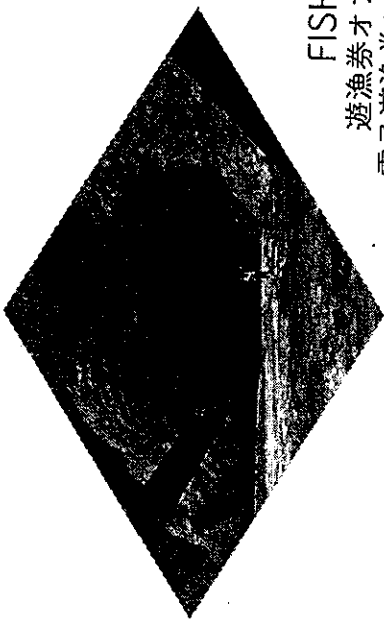
郵便番号: _____

〒 _____

〒 _____

〒 _____

様式第4号 漁場監視員証
(略)



FISHPASS
遊漁券オンライン販売
電子遊漁券に関するご提案書

日本の川をより、アプリで遊んでください。



FISHPASS

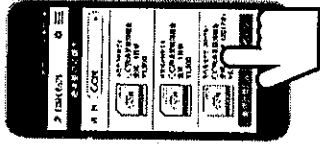
株式会社フイッシュパスが提供

川に関する情報発信と遊漁券の購入及び利用ができる機能を搭載したアプリケーションです。

【基本情報】

湖・沼・川に関する遊漁情報を発信しています。アプリの利用は無料。フイッシュパスと提携している漁協の遊漁券を購入する際に、決済金額が発生します。
利用者のいちばん身近な遊漁券販売窓口になります。

【特長】 フイッシュパスと提携している漁協の遊漁券を購入して利用できます
iPhoneとAndroid
に対応したアプリケーションです



App Store

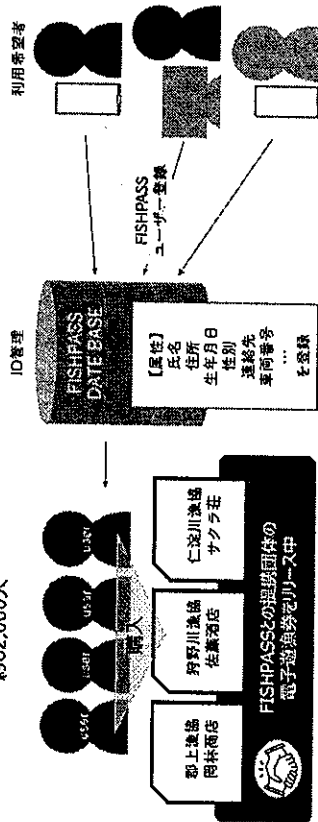
からダウンロード

Google Play

でダウンロード

ユーザー利用方法とデータ管理の基盤について

FISHPASSユーザー
約62,000人



属性を明らかにしているフイッシュパス会員のみが
フイッシュパスと提携している漁協の遊漁券を購入して利用できます



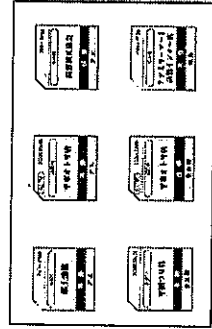
FISHPASSの遊漁券販売イメージ

〓 FISH PASS

ご購入

遊漁規則や使える場所（遊漁券が有効な漁場）を確認し購入することができます。

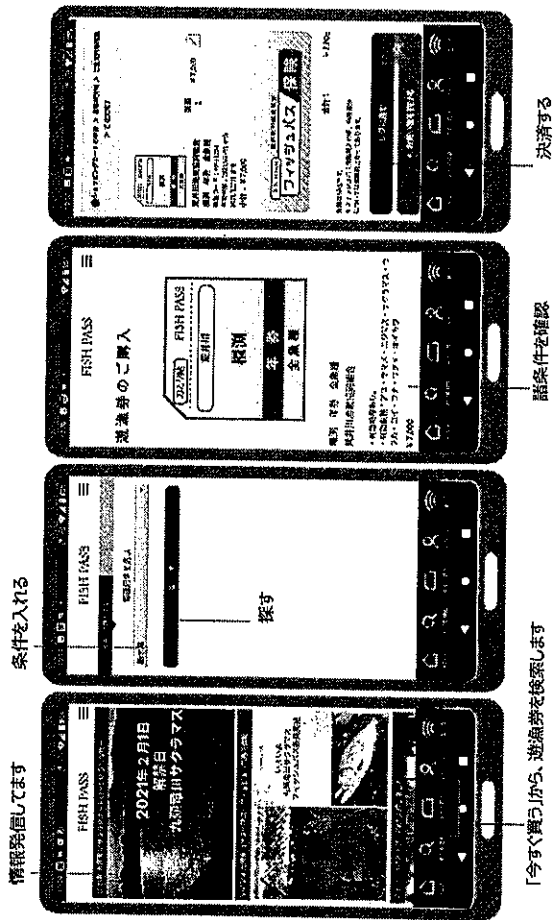
The screenshot shows the app's purchase flow. At the top, it displays 'FISH PASS 遊漁券' and 'FISH PASS 遊漁券' with a QR code. Below, it lists details for '下伊勢漁協 舟形 舟形川 舟形川' (Shimo-Ise Fishing Cooperative, Funai, Funai River). It shows the number of tickets (10,000), the price (¥10,000), and the validity period (from 2019/04/01 to 2019/03/31). The bottom section contains the '利用規約' (Terms of Use) and 'プライバシーポリシー' (Privacy Policy) links.



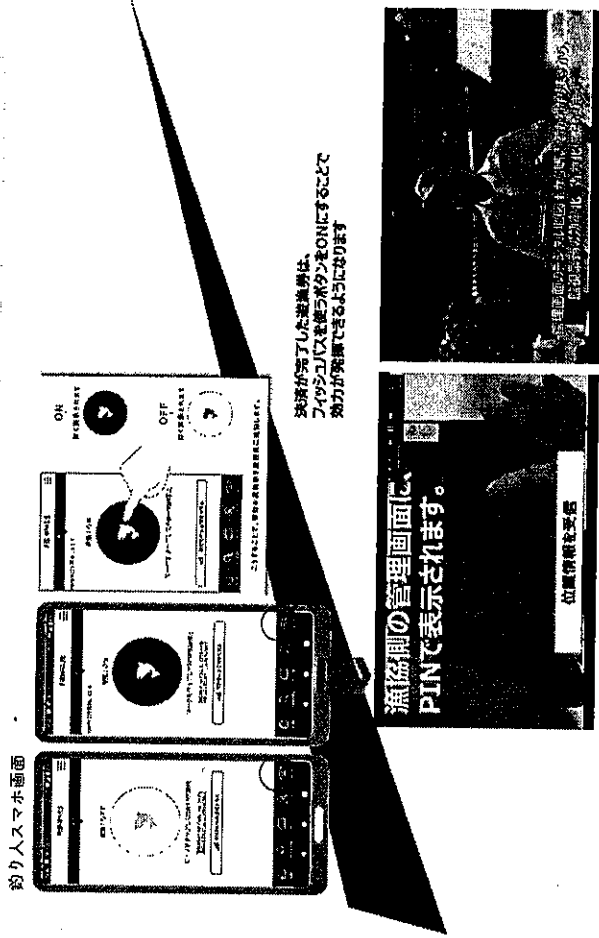
漁協が販売を委託している取扱店の
名義でも遊漁券を販売できます。
いつもの馴染みの店で、という
販売コミュニケーションを、オンラインでも可能にしています。

※フイッシュパスの名義では販売しません

【釣り人】フィッシュパスで遊漁券を購入する



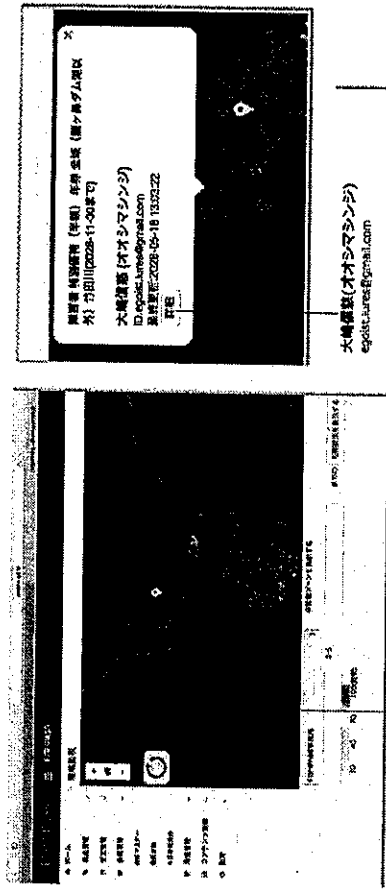
【釣り人】フィッシュパスアプリで購入した遊漁券を有効にする方法



携帯漁協専用の管理画面

リアルタイム監視

フィッシュパスは、特許取得の位置情報技術を利用した業界唯一のオンライン監視システムを提供しています。

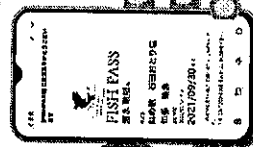


青色: 年券 / 黄色: 日券
赤色: シン・エター (制限切れ・要漁区での遊漁)
緑色: スターパス (色分けが可能です)

購入完了メールや「紙」での目視監視も可能

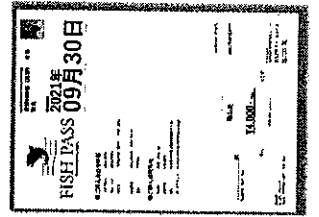
◎購入完了メール

フィッシュパスにて遊漁券を購入すると、ユーザーのメールアドレスに、「購入完了メール」が届きます。監視員さんの手持ちの管理画面が開かない、または電波圏外に入っている時には、「購入完了メール」の提示を呼びかけ、監視も遂行ください



◎紙で印刷

偽造防止の透かしと注文番号が入った「紙の遊漁券」を印刷できます。(裏面は遊漁規則を表示) ※印刷すると「印刷済」になり再印刷はできません(偽造防止)





漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和3年7月14日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄



令和2年11月12日付長野県指令2園畜第574号で認可のあった北信漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

変更理由書

1. 内共第2号第五種共同漁業権の漁場において、浅川（千曲川合流部より上流全域）については、千曲川漁業協同組合（以下、千曲川漁協）と北信漁業協同組合（以下、北信漁協）の共同漁場として、それぞれの漁協が管理及び行使（遊漁）できる漁場として、協定書で定めているが、両漁協の行使規則及び遊漁規則の、にじます・いわな・やまめ漁業の解禁日が異なり、千曲川漁協は2月16日、北信漁協は3月第3日曜日と約1か月の間（差）がある。

北信漁協でも浅川にいわなの稚魚を放流しているが、この1か月の間は、千曲川漁協しか釣りをすることができず、共同漁場でありながら、北信漁協の組合員や遊漁者は、わざわざ千曲川漁協の日釣り券を購入しなければならないため、不公平感が生じている。

協議会の場において、千曲川漁協にこの件について問題提起したところ、北信漁協の規則を変更し、千曲川漁協の解禁日に合わせるのは構わないとの返答があったことから、共同漁場である浅川のみ、にじます・いわな・やまめ漁業の解禁日が千曲川漁協の行使規則及び遊漁規則と同じになるよう、北信漁協の内共第2号第五種共同漁業権行使規則及び遊漁規則の一部を変更する。

2. 内共第2号第五種共同漁業権の漁場において、にじます漁業は、10月1日から翌年の3月第3日曜日の前日までの期間は、区間を限定し周年解禁としているが、その3月第3日曜日はいわな・やまめの解禁日であり、前日には、にじますだけでなく、いわな・やまめの放流も行うことから、にじます釣りの客が、まだ禁漁日であるいわな・やまめを釣ってしまうことや、いわな・やまめ釣りの客が、にじます釣りの客を見て、解禁日を間違えることがないように、放流日当日を周年解禁に含めず、釣りをしないよう、北信漁協の内共第2号第五種共同漁業権行使規則及び遊漁規則の一部を変更する。

3. 現在、小学生まで無料の遊漁料を、中学生まで無料になるよう範囲を広げ、気軽に負担なく、川へ親しみ釣りの魅力を知る期間を長くすることで、将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、北信漁業協同組合内共第2号及び内共第18号（池尻川）並びに内共第18号（関川）の第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更する。

北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

(下線部分が、今回変更箇所)

改正案		現行	
北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 令和4年2月16日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日) (遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。		北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 令和3年3月1日施行(行政庁の認可日 令和2年(2020年)11月12日) (遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	
魚種	期間	魚種	期間
あ ゆ	(略)	あ ゆ	(略)
にじます やまめ いわな	(削除) 3月第3日曜日(浅川にあっては2月16日)から9月30日まで ただし、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間の星川橋の区間のにじますを対象とする遊漁にあっては3月第3日曜日から翌年の3月第3日曜日の前々日までとする。	にじます (追加) (追加)	周年 (新設) ただし、10月1日から翌年の3月第3日曜日の前日までは、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のみとする。
(削除)	(削除)	やまめ いわな	3月第3日曜日から9月30日まで
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。		(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。	
区分	遊漁料	区分	遊漁料
中学生以下の者	無料	小学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額	中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
附則3	この規則の変更は、令和4年2月16日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)	(新設)	

(注) 行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。



漁業権遊漁規則変更認可申請書

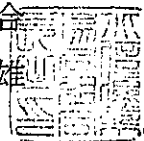
令和3年7月14日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄



令和2年11月12日付長野県指令2園畜第574号で認可のあった北信漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権に係る遊漁規則（池尻川）を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

変更理由書

現在、小学生まで無料の遊漁料を、中学生まで無料になるよう範囲を広げ、気軽に負担なく、川へ親しみ釣りの魅力を知る期間を長くすることで、将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、北信漁業協同組合内共第2号及び内共第18号（池尻川）並びに内共第18号（関川）の第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更する。

北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 (池尻川) 新旧対照表

(下線部分が、今回変更箇所)

改正案	現行												
<p>北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 (池尻川) 令和 4 年 2 月 16 日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。 (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="638 1120 742 2083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 附 則 3 この規則の変更は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>	区分	遊漁料	中学生以下の者	無料	身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額	<p>北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 (池尻川) 令和 3 年 3 月 1 日施行(行政庁の認可日 令和 2 年 11 月 12 日)</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。 (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="638 112 742 1075"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>中学生及び身体障害者</td> <td>前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) (追加)</p>	区分	遊漁料	小学生以下の者	無料	中学生及び身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
区分	遊漁料												
中学生以下の者	無料												
身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額												
区分	遊漁料												
小学生以下の者	無料												
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額												

(注) 行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。

遊漁料の審査基準について

(1) 共通事項

ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.8倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.8倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.2倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.2倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

(2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、令和2年3月3日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。